



未熟児養育医療



出生時体重2000g以下または生活力が特に薄弱なお子様で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合、保険診療に係る自己負担金を市が保護者に代わって支払う制度です。

■ 申請場所

子育て給付課（富士市役所4階南側）

■ 必要書類等

	【備考】
養育医療意見書	指定養育医療機関の医師が作成したもの
健康保険資格情報が分かるもの	対象となるお子様本人のもの
個人番号が分かるもの （対象となるお子様を含む家族全員）	マイナンバーカード、通知カード、 個人番号入り住民票 等
申請者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証等）	顔写真のないものは2点必要です。 詳しくはお問い合わせください。
同意書（家族全員分記入） ※対象となるお子様、及びその兄弟姉妹で 18歳未満の未就業の者は不要	子育て給付課にて配布しています。 また市ウェブサイトから印刷できます。
こども医療費受給者証	同時にこども医療助成の申請を行います。 （下記「入院費負担割合」参照）

また窓口にて、

- ・養育医療申請書
- ・世帯調書
- ・こども医療費助成金支給申請書
- ・依頼書

をご記入いただきます。



■ 入院費負担割合

保険者負担 （健康保険組合など）	未熟児養育医療 「公費負担」・「自己負担金」 ↓ こども医療費助成対象
---------------------	--

未熟児養育医療は家族全員の市民税額に応じた自己負担金を市に支払うことになっていますが、この負担金は全額がこども医療費助成の対象となり、未熟児養育医療と同時にこども医療費助成の申請をすることで、負担金を納める必要がなくなります。

*未熟児養育医療は保険診療のみが対象となりますので、おむつ代等は自費になります。

【未熟児の訪問指導】 未熟児養育医療対象のお子様が無事退院した後に、保健師等が訪問し、お子様の発育状態・育児のことなど個別に相談に応じています。

〒417-8601 富士市永田町 1-100

富士市役所 子育て給付課 TEL 0545-55-2738

※訪問指導に関するお問い合わせは、地域保健課(0545-64-8994)へお願いします。